

## 報酬合算して給付？

### 副業・兼業の傷病手当金

#### 問

副業・兼業で複数の事業所に就業する場合、労災保険の補償が拡充されたといえます。社会保険関係ですが、傷病手当金等は報酬を合算するような取扱いになっているのでしょうか。

### 被保険者資格取得が条件に

#### 答

社会保険関係では、従前から「所属選択・二以上事業所勤務届」という手続きがありました（健保則1条の2、37条）。手続きが必要となる場合について、日本年金機構は、被保険者が同時に複数（2ヵ所以上）の適用事業所に使用される場合としています。ただ、届書の提出に当たっては、適用事業所の被保険者となるための「被保険者資格取得届」の提出が前提としています。現在は複数の事業所で就労する場合においても、所定労働時間等の適用要件の判断は各事業所単位となっており、所定労働時間等の合算は行っていない（令元・9・20「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」という状況です。複数事業所で勤務することのみで報酬を合算するわけではありませんが、ただ、各事業所で適用要件を満たすかどうかの判断は必要です。短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件は、段階的に引き下げられます。